事業者　安衛法23条　作業環境

建物その他の建設物等の**構造上の欠陥**や**作業環境の劣悪**が
原因となって生命の保持に支障を生ずることを防止するために
事業者が講じなければならないことを義務づけたものである。

1. 事業者は、労働者を就労させる建設物や作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置を講じなければならない。

2. 事業者は労働者を就労させるときは労働者の健康、風紀、生命の保持のために必要な措置を講じなければならない。

■必要な措置とは

通路等（安衛則）540 条～ 558 条
足　場（安衛則）559 条～ 575 条

1. 有害な作業環境（有害光線、音波、ガス等の有害原因の除去）　（安衛則 576 条～ 592 条）
2. 保護具の使用と備え付け（呼吸用及び騒音等からの保護具）　（安衛則 593 条～ 598 条）
3. 気積及び換気（作業場の気積と換気設備）　（安衛則 600 条～ 603 条）
4. 採光および照明（作業面の適切な明るさ）　（安衛則 604 条～ 605 条）
5. 温度および湿度（温湿度の調整）　（安衛則 606 条～ 612 条）
6. 休養（休憩設備の用意）　（安衛則 613 条～ 618 条）
7. 清潔（清掃用具の用意）　（安衛則 619 条～ 628 条）
8. 食堂及び炊事場（食堂の設備）　（安衛則 629 条～ 632 条）
9. 救急用具の備え付け（負傷者の手当てに必要な用具と材料）　（安衛則 633 条～ 634 条）

（事務所則 2 条～ 23 条）
（粉じん則 4 条～ 10 条）

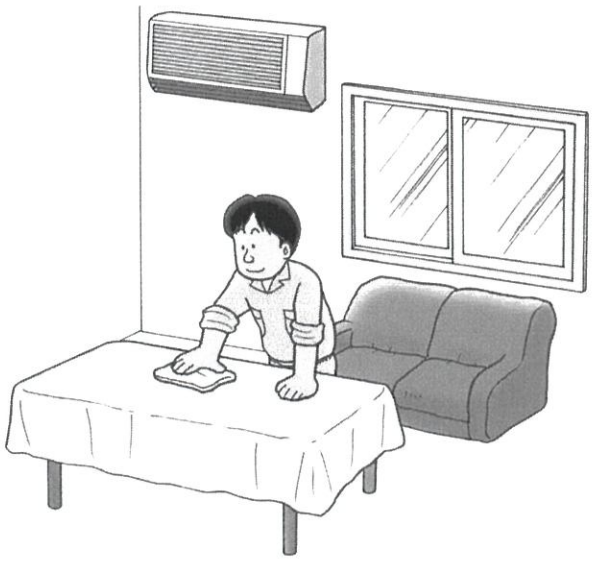

移動式クレーンの安全作業

事業者

クレーン則 70
傾斜角の制限

クレーン則 70 の 2
定格荷重の表示等

クレーン則 70 の 3
軟弱地盤等では使用禁止

クレーン則 70 の 4
アウトリガーの位置

クレーン則 70 の 5
アウトリガーの張り出し
（最大張り出し）

クレーン則71
運転の合図

クレーン則 74
立入禁止

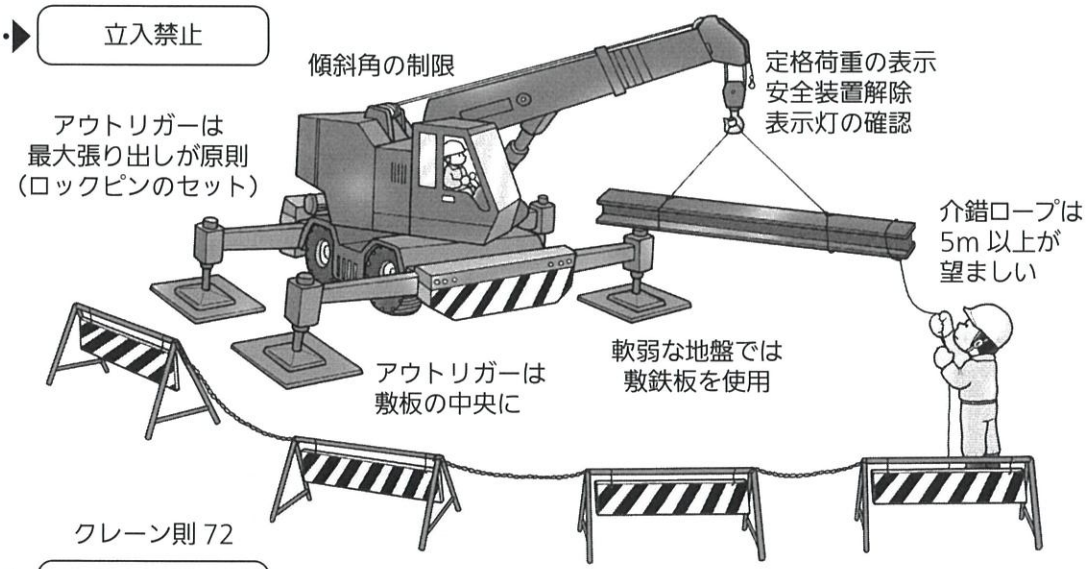

クレーン則 72
搭乗の制限

クレーン則 73 第 1 ～ 3 項
人をつり上げての作業の禁止
やむを得ない場合 ⇒ 搭乗設備の脱落等の防止
墜落制止用器具の使用
定格荷重をこえないこと

クレーン則 74 の 3
強風時の作業中止 ⇒ 10 分間の平均風速が 10m / s 以上の風

クレーン則 74 の 4
強風時における転倒防止 ⇒ ジブを固定

クレーン則 75
運転位置からの離脱の禁止 ⇒ 荷をつったまま

クレーン則 75 の 2
ジブの組立て解体作業
選任 作業指揮者 ⇒
◆関係者以外は立入禁止の表示
◆悪天候時は作業中止
◆作業方法及び配置を決定し作業を指揮
◆工具等を点検

※移動式クレーン・クレーンの免許等問合せ先⇒（財）安全衛生技術試験協会

酸素欠乏症防止

酸素濃度と症状

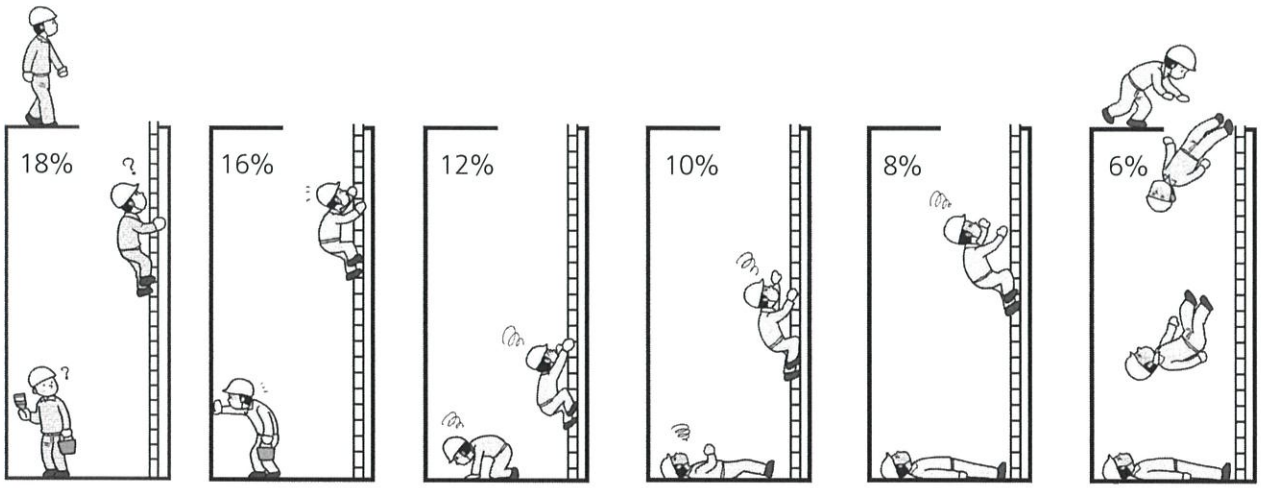

18%	16%	12%	10%	8%	6%
安全限界 連続換気が必要	呼吸、脈拍の増加、頭痛、吐気	目まい、吐気、筋力低下、体重支持不能 (死につながる)	顔面蒼白、意識不明、嘔吐で気道がつまり窒息死	失神昏倒、7～8分以内に死亡	同時に昏倒、呼吸停止、けいれん6分で死亡

酸素欠乏危険場所（安衛令6.2 別表第6〔建設業関係〕）

酸素欠乏危険場所には作業主任者を選任する

●酸素欠乏症のおそれのある場所（酸素欠乏危険作業主任者）

1. 次の地層に接し、又は通じている井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピット等の内部
   - 不透水層を上層に持つ砂れき層で含水・湧水が少ない部分
   - 第一鉄・第一マンガン塩類・メタン・エタン・ブタンを含む層
   - 炭酸水の湧出するおそれのある層
   - 腐泥層
2. ケーブル、ガス管など地下敷設物を収容する暗きょ、マンホール、ピットの内部
3. 長期間不使用の井戸の内部
4. 雨水、河川水、湧水の滞留したことのある槽、暗きょ、マンホール、ピットの内部
5. 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、倉庫（内壁が酸化されやすい施設の内部）
6. 天井、床、周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、ペイントが乾燥する前に密された地下室、タンク、船倉、ホッパーなどの内部

●酸素欠乏症および硫化水素中毒症のおそれのある場所（酸素欠乏硫化水素危険作業主任者）

1. 海水が滞留しており、もしくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きょ、マンホール、溝、ピット。海水を相当期間入れてあり、もしくは入れたことのある熱交換器の内部
2. し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗又は分解しやすい物を入れてあり、又入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きょ、マンホール、溝、ピットの内部
3. 厚生労働大臣が定めた酸素欠乏症、硫化水素中毒症のおそれがある場所